

令和4年度用教科書「新家庭総合」に関する訂正のお知らせ

令和4年度用教科書「新家庭総合 今を学び 未来を描き 暮らしをつくる（家総 308）」に誤りがございました。

先生方、生徒、保護者の方々にはご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。誠に恐縮ではございますが、当該箇所につきましてご指導の際ご留意いただきますようお願い申し上げます。

令和5年度に供給される教科書は訂正を必ず反映いたします。

【誤りの箇所】教科書 p.9 コラムの表

誤	正												
<table border="1"><tr><td></td><td>普通自動車運転免許が取得できる</td></tr><tr><td>18歳</td><td>深夜労働が可能になる 結婚が可能になる 選挙権が認められる</td></tr><tr><td>20歳</td><td>親の同意なく契約が可能（→ p.84）になる 飲酒・喫煙が可能になる</td></tr></table> <p>*親の同意が必要。 ※被選挙権（衆議院25歳，参議院30歳）など，20歳を過ぎて認められる権利もある。</p>		普通自動車運転免許が取得できる	18歳	深夜労働が可能になる 結婚が可能になる 選挙権が認められる	20歳	親の同意なく契約が可能（→ p.84）になる 飲酒・喫煙が可能になる	<table border="1"><tr><td></td><td>普通自動車運転免許が取得できる</td></tr><tr><td>18歳</td><td>深夜労働が可能になる 結婚が可能になる 選挙権が認められる</td></tr><tr><td>20歳</td><td>親の同意なく契約が可能（→ p.84）になる 飲酒・喫煙が可能になる</td></tr></table> <p>※被選挙権（衆議院25歳，参議院30歳）など，20歳を過ぎて認められる権利もある。</p>		普通自動車運転免許が取得できる	18歳	深夜労働が可能になる 結婚が可能になる 選挙権が認められる	20歳	親の同意なく契約が可能（→ p.84）になる 飲酒・喫煙が可能になる
	普通自動車運転免許が取得できる												
18歳	深夜労働が可能になる 結婚が可能になる 選挙権が認められる												
20歳	親の同意なく契約が可能（→ p.84）になる 飲酒・喫煙が可能になる												
	普通自動車運転免許が取得できる												
18歳	深夜労働が可能になる 結婚が可能になる 選挙権が認められる												
20歳	親の同意なく契約が可能（→ p.84）になる 飲酒・喫煙が可能になる												

修正の内容

- ・親の同意なく契約が可能になる年齢を男女ともに18歳に変更。
- ・未成年者の結婚について親の同意についての記述を削除。